



在留資格変更許可申請 サービスのご案内

～「特定活動」(継続就職活動)から「技術・人文知識・国際業務」～

サービスに含まれるもの

- ・ビザに関するすべてのご相談(何度でも)
- ・収集いただく必要書類リスト作成
- ・申請理由書作成
- ・その他申請に必要な書類作成(預り証、etc.)
- ・入管への出頭、交渉、申請、追加書類通知対応
- ・審査結果通知受取
- ・不許可理由ヒアリング同行(不許可時のみ)
- ・無償での再申請(返金保証対象の方)

サービスに含まれないもの

- ・新しい在留カード受領
- ・お客様個人および企業様保有の必要書類の収集

サービスの料金 (税込)

■基本料金:在留資格変更許可申請: ¥105,000

- ・入管/法務局所定印紙代:実費(¥4,600)
- ・その他入管往復交通費・レターパック等郵送費:実費

■その他料金(当事務所へご依頼した場合のみ)

- ・本国言語で記載された書類の翻訳をご依頼の場合:A4 サイズ 1 枚につき ¥5,500
- ・新しい在留カード受領代行: ¥16,500
- ・東京・神奈川以外での申請:出張料金(別途見積)

■難易度加算料金

許可の可能性が下がる下記に該当する場合、それぞれ+¥33,000/税込を頂戴いたします

- ・ご本人や他事務所で申請した結果不許可からの再申請
- ・6か月～1年程度の技人国業務以外の現場実務研修が予定されている場合
- ・在留期限まで 14 日以内の特急料金
- ・個人事業主様による外国人雇用
- ・新設事業部における外国人雇用
- ・新規会社様による外国人雇用
- ・直近の決算が赤字決算の企業様による外国人雇用
- ・学歴ではなく実務経験(3年・10年)による申請

■返金保証:次頁参照

返金保証規定

金森国際行政書士事務所では、技術・人文知識・国際業務ビザへの変更申請をご依頼いただき受任した時点で5万円(5万円以下の手続きにつきましてはその全額)を着手金としてお預かりしております。その後、申請の結果不許可(不交付)となった場合、無料にて再申請をさせていただきます。再申請の結果不許可となった場合や明らかに当事務所のミスにより不許可となった場合には、全額を返金させていただきます。

なお、受任時に許可の可能性が低いと判断した場合や、許可の可能性がほぼないにも関わらず申請を依頼されるお客様に対しては、返金保証の対象外とさせていただいております。この場合、返金保証の対象外となる旨、受任時にあらかじめお伝えしておりますので、ご了承願います。

【その他返金保証を付けて受任した場合でも、返金できないケース】

以下のお客様の責めに帰すと認められた結果不許可となった場合には、返金を致しかねます。

1. 入国管理局および当事務所からの指示による書類提出にご協力いただけないこと
2. 税金等未払い(法人税、住民税、国民健康保険税など)が発覚した場合
3. 不利益な事実を隠していたことが判明した場合(オーバーワーク、学歴詐称など)
4. ご依頼後及び申請中結果が出るまでの犯罪行為
5. お客様都合による申請依頼の取り下げ(入社辞退・採用中止・会社設立取りやめ等含む)
6. お客様都合による再申請依頼辞退
7. 別紙就労ビザ簡易チェックシートで✓されたものが虚偽であった場合

以上

金森国際行政書士事務所

代表 金森 大

〒231-0027 神奈川県横浜市中区扇町1丁目1番 キンガビル402号室

TEL:045-225-8526 FAX:045-225-8527

ビザ取得までの流れ

1. 面談・電話・メールによる無料相談

- ・ビザに関するお悩み、お困りごとなどをご相談いただきます。
- ・サービスのご案内(本資料)

2. お申込み

- ・添付の「申込書」・「就労ビザ簡易チェックシート」をご記載の上、当事務所へ送付願います。(メールまたは郵送)

3. 着手金お支払い・お振込み

- ・着手金￥50,000 を下記枠内の振込先銀行へお振込みください。入金確認次第、業務着手いたします。

4. 必要書類リスト・質問票作成

- ・お客様に収集していただく「必要書類リスト」・「質問票」を送付いたします。
- ・必要書類リストに沿って書類等を収集後、当事務所へメール又は郵送していただきます。

5. 申請書類一式作成

- ・当事務所にて理由書等申請に必要な書類一式を作成いたします。

6. 署名・押印

- ・申請書などお客様直筆の署名が必要な書類を送付いたします。
- ・記入例に沿って指定箇所に署名いただき、返送願います。

7. 入管に申請

- ・もちろん当事務所で申請致します。お客様に入管へ出頭していただく必要はございません。
- ・申請後の審査期間は入管の繁忙期などで異なりますが、目安として1ヶ月～2.5ヶ月とお考え下さい。
- ・入管より「追加資料」を要求された際には、ご提出をお願いすることがございます。

8. 結果

- ・許可の場合には、残金の請求書を送付させていただきます。お振込み確認後、許可通知ハガキとお預かりしている原本書類をレターパックプラスにてご本人様へ郵送いたします。
- ・新しい在留カードの受領代行をご希望の場合、当事務所で入管へ受領しに参ります。お振込み確認後、新しい在留カードと原本書類をレターパックプラスにて申請人ご本人様宛に郵送いたします。
- ・万が一不許可の場合で再申請が可能な場合、返金保証対象のお客様には不許可理由のヒアリングに同行し、無料で再申請をさせていただきます。さらに再申請にて不許可となってしまった場合には、全額返金させていただきます。

◆お振込み金融機関

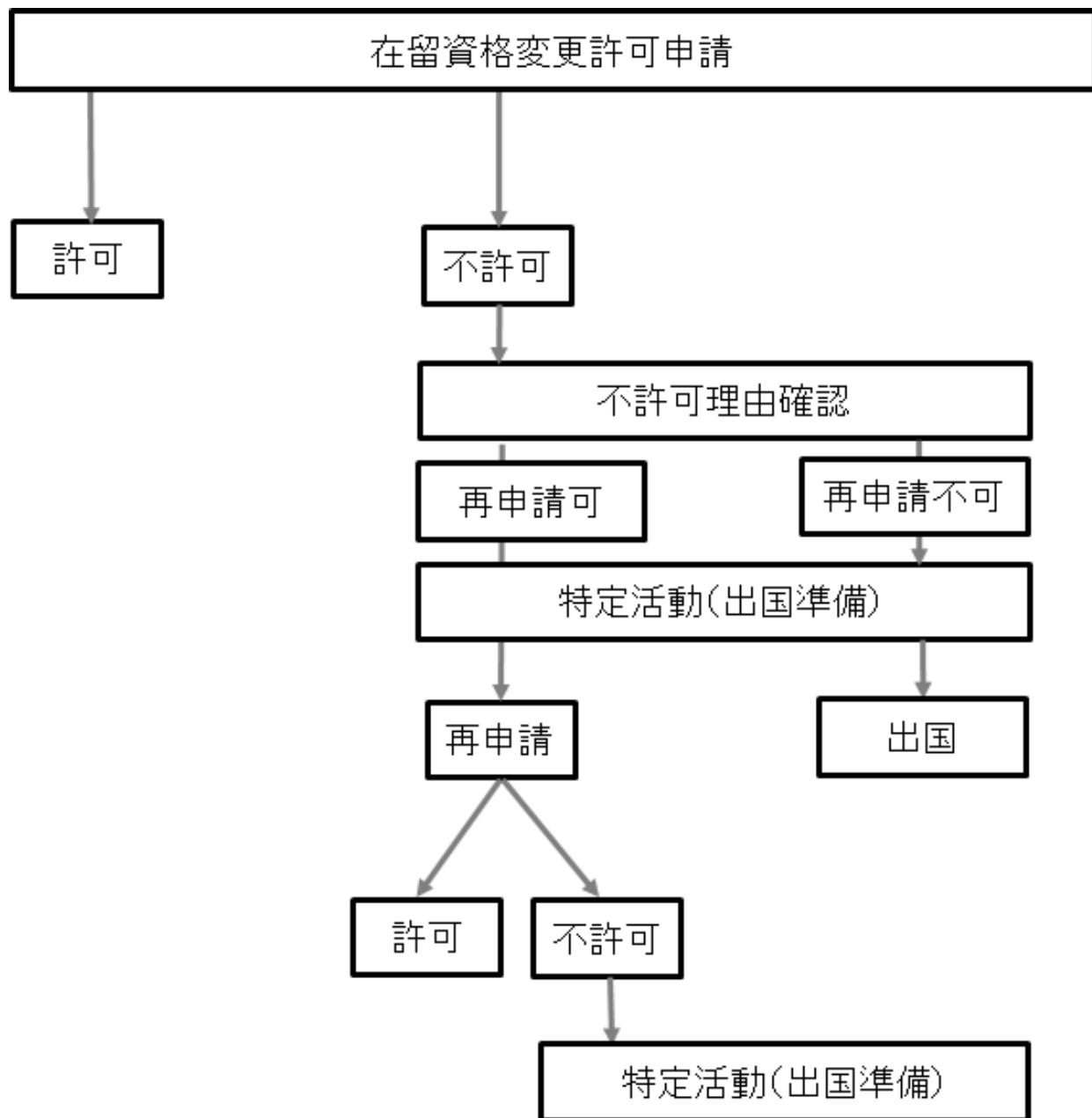
三菱 UFJ 銀行 大倉山支店

普0580548

カナモリコクサイギヨウセイシヨシジムシヨ

※お振込み手数料はお客様負担となります。

ビザ申請後の流れ





申込書

私は、下記の者を申請取次者として、次の手続きを依頼いたします。

- 在留資格変更許可申請 「特定活動」(継続就職活動)から「技術・人文知識・国際業務」)
- 在留期間更新許可申請
- 在留資格取得許可申請
- 在留資格認定証明書交付申請
- 永住許可申請
- 帰化申請
- その他申請取次(就労資格証明書交付申請・在留カード再交付申請・その他)

(申請取次者)

氏名 : 金森 大
事務所住所 : 神奈川県横浜市中区扇町 1-1-25 キンガビル 402
所属機関 : 金森国際行政書士事務所
電話番号 : 045-225-8526
申請等取次番号 : 152019200011

【申込内容】(税込)

- 基本料金: ¥105,000
- 入管/法務局所定手数料(印紙代): 実費(¥4,600)
- 交通費・通信費: 実費
- 新しい在留カード引き取り代行: ¥16,500
- 本国書類の翻訳: ¥5,500/A4 サイズ 1枚
- 不許可からの再申請: ¥33,000
- 新設事業部における申請: ¥33,000
- 実務経験による申請: ¥33,000
- 直近赤字決算: ¥33,000
- 出張料金: ¥別途見積(東京・神奈川以外での申請)

【返金保証】

私は別紙返金保証規定につき理解いたしました
※本申請は返金保証対象です。

年 月 日

会社名 シティプロテック株式会社

(ふりがな)

氏名

<署名・Sign>

住所

電話番号 090-2308-8869



申込書

記入例

私は、下記の者を申請取次者として、次の手

- 在留資格変更許可申請
- 在留期間更新許可申請
- 在留資格取得許可申請
- 在留資格認定証明書交付申請
- 永住許可申請
- 帰化申請
- その他申請取次(就労資格証明書交付申請・在留カード再交付申請・その他)

こちらの用紙を記載されましたら、
PDFにて送付いただかずか、
他の必要書類と一緒に当事務所へ
郵送願います。

(申請取次者)

氏名 : 金森 大
事務所住所 : 神奈川県横浜市中区扇町1-1-25 キンガビル402
所属機関 : 金森国際行政書士事務所
電話番号 : 045-225-8526
申請等取次番号 : 152019200011

【申込内容】(税込)

- 基本料金￥105,000
- 入管所定手数料(印紙代)￥4,000
- 交通費・通信費・美費
- 新しい在留カード引き取り代行￥16,500
- 本国書類の翻訳￥5,500/A4 サイズ 1枚
- 不許可からの再申請￥33,000
- 在留期限まで 14 日以内の申請￥33,000
- 新設事業部における申請￥33,000
- 実務経験による申請￥33,000
- 直近赤字決算￥33,000
- 出張料金: ￥別途見積(東京・神奈川以外での申請)

ご希望の場合のみ□してください。

該当する場合、□してください。

【返金保証】

□私は別紙返金保証規定につき理解いたしました
※本申請は返金保証対象です。

作成日をご記入ください

別紙返金保証規定をお読みいただき、✓してください

2022年1月1日

会社名 株式会社 xxxxxxxxxxxxxxx

(ふりがな)

氏名 ※こちらは必ず自書(直筆)で記載願います。

〈署名・Sign〉

住所 神奈川県xxxxxxxxxxxx1-1-1

電話番号 045-xxxx-xxxx

就労ビザ簡易チェックシート

【雇用主様用】

～「特定活動」(継続就職活動)から「技術・人文知識・国際業務」への変更～

該当するものにすべてチェックし、お申込み時に作成日記入およびご署名の上、当事務所へ送付願います。

外国人申請人様は下記のいずれかの学歴を満たします

- 本国で短大または大学(院)を卒業
- 日本で専門学校を卒業
- 日本で短大、大学(院)を卒業

申請人様の在学中から現在までの継続就職活動について、証明する書類やメール等の履歴があります

貴社で予定される職務内容と申請人の履修した科目に関連性があります

パソコンでの単純入力作業、接客、工場のライン作業、建設現場等での現場労働ではありません

上記のような単純作業での実務研修期間がある場合、日本人の専門学校・大学卒業の方も同様に実務研修があり、研修期間における詳細なスケジュール表を提出することができます

現場での実務研修期間がある場合、研修期間終了後は速やかに技術・人文知識・国際業務相当の業務に従事することを誓約できます

貴社において安定的・継続的に申請人を雇用できる財務状況です

貴社直近の決算が赤字の場合、将来的に業績の向上が見込まれる事業計画書を提出できます

貴社直近の決算が債務超過の場合、中小企業診断士や税理士による事業計画書を提出できます

日本人と同等以上の給料を支給でき、労働条件通知書または雇用契約書等に記載できます

申請人は留学時にアルバイトのオーバーワークはありません

申請人が専門学校卒業生の場合、出席率が 70%以上です

年 月 日

会社名 : シティプロテック株式会社

ご担当者署名 :

資料送付先

●郵送で送付いただく場合の送付先

(郵送先):

〒231-0027
横浜市中区扇町1-1-25
キンガビル 4F
金森国際行政書士事務所
金森 大
[TEL:090-5505-4138](tel:090-5505-4138)

※郵便局のレターパックプラス(赤色)など、必ず配達記録の残る方法で郵送願います。

●メール添付にて送付いただく場合の送付先

(送付先メールアドレス): kanamori1006@gmail.com

宛名(To): 金森(Kanamori)

お振込み先

◆お振込み金融機関

三菱 UFJ 銀行 大倉山支店

普0580548

カナモリコクサイギヨウセイショシジムシヨ

※お振込み手数料はお客様負担となります。